

判決年月日	平成17年10月12日	担当部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成17年（ネ）10001号		
○ 特許無効の審決が確定したことに伴って，特許権が初めから存在しなかったものとみなされ，上記特許権を有していることを前提とする特許権侵害による損害賠償請求は理由がないとして，これを一部認容した原判決を取り消し，特許権者の請求を棄却した事例。			

（関連条文）特許法 125 条

本件は，発明の名称を「スロットマシン」とする特許発明（以下「本件特許」といい，その特許権を「本件特許権」という。）の特許権者である被控訴人が，控訴人に対し，控訴人の製造・販売する製品が，本件特許権を侵害しているとして損害賠償（100億円余）の支払を求めた事案である。原審は，控訴人の製造・販売する製品が本件特許権を侵害していると認め，被控訴人の請求を一部認容（74億円余）したため，控訴人が敗訴部分の取消しを求めて控訴したものである。

ところで，控訴人は，上記訴訟とは別に無効審判請求をしていたが，その審判において，特許庁は，本件特許を無効とする旨の審決をした。被控訴人は，上記審決に対する審決取消請求の訴えを提起したが，請求棄却の判決を受け，これを不服として，上告及び上告受理の申立てをしたものの，いずれも認められず，上記審決が確定した。

控訴人は，本件特許に対する無効審決が確定したことを受け，本件特許権に基づく被控訴人の請求は理由がない旨主張し，被控訴人は，上記審決が確定した事実を認めた。

本判決は，本件特許に対する無効審決が確定した事実に基づいて，「特許第1855980号発明についての本件特許を無効にすべき旨の別件審決が確定したことに伴い，本件特許権は，特許法125条本文により，初めから存在しなかったものとみなされるから，本件特許権を有していることを前提とする被控訴人の請求は，その前提を欠くに至り，理由がないことが明らかである。」と判示し，原判決中，控訴人敗訴部分を取り消し，被控訴人の請求を棄却した。